

# 広報かるまい お知らせ版 435号 ①

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## かるまい子育て応援アプリ開始

スマートフォンやタブレット端末などで利用できる、かるまい子育て応援アプリ「めぐかる」の提供を開始しました。

妊娠前～18歳までの子育て中の保護者の皆さんを対象に、「予防接種」「乳幼児健診」「子育て情報」などの情報を確認することができます。

無料で登録できます。（※通信費はご自身での負担となります）



【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当（☎46-4111）

## 出産・子育て応援ギフト

妊婦の方と子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談に応じて必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「ギフト提供（経済的支援）」を合わせて実施します。

### ■伴走型相談支援

これまで通り、妊娠届出時（母子健康手帳交付時）、妊婦訪問、赤ちゃん訪問で妊産婦と面談を行い、妊娠期から出産・子育てまで切れ目ない支援を行っていきます。

### ■ギフト提供

・出産応援ギフト：妊娠届出時に面談実施後、妊婦一人当たり現金5万円を支給

・子育て応援ギフト：こんにちは赤ちゃん訪問（乳幼児家庭全戸訪問）で面談実施後、出生したこどもを養育する方に新生児一人当たり現金5万円を支給

### ■遡及適応について

令和4年4月1日～令和5年2月9日の間に母子健康手帳を交付した方、こどもを出産した方で、申請時点で軽米町に住民票がある方は、給付の対象となります。他市町村で妊娠・出産後、軽米町に引っ越してきた方も対象となります。対象となる方へは個別にご案内します。

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当（☎46-4111）

## 国民健康保険 傷病手当金の支給

国民健康保険に加入している方が、新型コロナウイルス感染症に感染等したことで療養のために仕事を休んだ場合、傷病手当金を支給します。

### ■対象者

国民健康保険加入者のうち給与所得者で、新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いにより4日以上仕事を休んだ方  
※自営業や個人事業主は対象となりません。

### ■支給対象となる期間

仕事を休んだ日から起算して4日目から仕事に復帰するまでの期間。

※支給対象日の初日が令和2年1月1日から令和5年5月7日までの期間に属する場合

### ■支給額

1日の平均給与額（直近3か月で計算）× 2/3  
×支給対象となる日数

### ■その他

対象期間が延長されましたが、請求できる期間は仕事を休んだ日の翌日から2年以内です。申請の際はご注意ください。

申請には勤務先から記入いただく書類もありますので、事前に町民生活課までお問合せください。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）

## 国保加入中で 就学のために転出される方

国保加入者が転出する場合は、新しい住所地で国保加入の手続きをする必要があります。ただし、次の条件を満たす場合は引き続き軽米町の国保に加入出来ます。条件を満たす方は、転出手続きの際にお申し出ください。

- ①転出時、軽米町国保に加入している
- ②就学のために転出する
- ③軽米町に居住する親などから学費や生活費などの援助を受けている

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）

## 町税がコンビニやスマホでも納付できるようになります

令和5年度以降に課税される町税を、全国のコンビニやスマホで納付できるようになります。曜日や時間を気にせず納付ができ、手数料もかかりません。

なお、コンビニで納付いただいた際は、領収書とコンビニで発行されたレシートは必ず受け取り大切に保管しましょう。

※スマホ決済で納付いただいた際は領収書が発行されません

### ■コンビニやスマホで納付ができる町税

町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

### ■取扱の店舗

全国のローソン、ファミリーマート、セブンイレブンなどのコンビニ、MMK設置店(ユニバース各店、イオン各店など)

### ■スマホでの納付の場合

PayPay、LINE Payの決済アプリ

### ■コンビニ納付ができない場合

- ・バーコードが印字されていない
- ・破損や汚損などでバーコードの読み取りができない
- ・納付書1枚の金額が30万円を超える
- ・金額を訂正している
- ・令和4年度以前の町税を納付する場合

※これまで通り金融機関や税務会計課窓口でも納付できます。

※詳しくは納付書裏面に記載してあります。

【問い合わせ先】

税務会計課・収納会計担当（☎46-4737）

## 固定資産税に関するお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地家屋などを所有している人に課税されます。

### ■課税明細書の内容をご確認ください

課税明細書には、所有する固定資産の所在地、面積、評価額などが記載されています。内容が実態と異なる場合や住所などの変更があった場合は、納税通知書の最後にある「異動届」に内容を記入して税務会計課に提出してください。

### ■土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

○縦覧期間 5月1日(月)まで（平日8:30～17:00）

○縦覧場所 税務会計課 ※納税通知書と本人確認書類が必要

### ■新築住宅に対する特例措置

次の基準に該当する住宅は、新築後3年間は特例が適用され、居住部分の床面積が120㎡までの部分については、税額の2分の1が減額されます。

区分	居住部分の割合	該当床面積
専用・貸家住宅	全部	50㎡以上280㎡以下
併用住宅	2分の1以上	居住部分の50㎡以上280㎡以下

【問い合わせ先】 税務会計課・課税担当（☎46-4737）

## ハローワーク二戸求人情報

軽米町内に就業場所がある求人になります。

職 種	事 業 所 名
一般事務員	羽柴畜産(有)
営業スタッフ、自動車整備工、自動車钣金塗装工	高常自動車工業(株)
訪問介護員、看護師	社会福祉法人 軽米町社会福祉協議会
病院寝具・洗濯等作業員(軽米病院)	エーワメテック(株)
レストランフロア係、コース管理	(株)フューチャーインバストメント
警備スタッフ、夜間警備スタッフ	(有)エスパス 盛岡営業所
園芸作業員	(有)紫葉園
建築大工	(株)戸館住建
電工作業員、伐採作業員	(株)ネテック
調理、販売、施設管理、販売施設管理補助、施設管理人、施設管理人補助(フォリストパーク、ミレットパーク)	(株)軽米町産業開発

【問い合わせ先】 ハローワーク二戸（☎23-3341）

## 会計年度任用職員募集

■職 種 土木作業員（道路維持業務）

■募集人数 3名

■必要資格 普通自動車運転免許

現在失業中(離職理由を問わず)で求職活動をしている方、又は雇用期間の終了が見込まれる方

■職務内容 道路維持業務全般

(草刈り、側溝の泥上げ、道路の維持補修など)

■勤 務 地 地域整備課

■雇用期間 5月1日から10月31日まで

■勤 務 日 月曜日から金曜日

■勤務時間 8:00～16:45(うち休憩1時間)

■報 酬 月額 基本139,300円から

最大143,200円

■手 当 通勤手当(上限有)※町の規定により支給

■加入保険 雇用保険、労務災害、健康保険、厚生年金

■応募方法 履歴書を作成し、写真を貼付のうえ役場・担当部署へ提出のこと。

■応募締切 4月10日(月)正午必着

■試 験 面接試験を行います。

■試 験 日 別途連絡

■試験会場 軽米町役場

【問い合わせ先】

地域整備課・環境整備担当(☎46-4741)

# 広報かるまい お知らせ版 435号 ②

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 福祉タクシー助成券について

### ■助成対象となる方

- ①身障手帳1級・2級、療育手帳Aの交付を受けている方  
自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外です。
- ②80歳以上のひとり暮らしの方

同居世帯員が病院や介護施設等へ6か月以上入院（入所）中のため一人で暮らしている80歳以上の方も対象となります。

独立して生計を営んでいる場合でも、子や孫等親族と同一家屋又は同一敷地内若しくは隣接敷地に居住している場合は対象外です。申請する際、担当地区の民生委員の証明が必要です。

■助成内容 町内のタクシー会社を利用の際に助成券1枚で、710円まで割引

■交付枚数 1年間あたり24枚

(申請月により交付枚数は異なります。)

■有効期間 交付を受けた日から令和6年3月31日まで

### ■申請に必要なもの

- ①に該当する方 申請書、印鑑、障害程度を確認できる手帳
- ②に該当する方 申請書、印鑑、民生委員の証明

申請書は健康福祉課、各出張所にあります。

※令和4年度以前から利用している方も申請が必要です。

※自署の場合、印鑑は不要です。

■申請場所 健康福祉課窓口（軽米町役場 1階）

■受付期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

(土、日、祝日閉庁日を除く 8:30～17:15)

【問い合わせ先】健康福祉課・福祉担当 (☎46-4736)

## 「協働参画地域づくり チャレンジ事業」を募集

町では、協働参画による地域づくりを推進していくため、町民が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して、予算の範囲内で支援金を交付しています。

### ■対象事業

行政区、町内会、自治会、企業及びNP0などの町内各種団体が町内で行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業

### ■対象経費

事業に要する経費から他の補助金・助成金の財源を除いた額

### ■交付額

- ①スタートアップ事業（事業申請3回目までの事業）

対象経費の3分の2以内（上限額50万円）

- ②ステップアップ事業（事業申請4回以上の事業）

対象経費の2分の1以内（上限額40万円）

### ■申込締切

5月10日（水）

### ■その他

応募された団体の代表の方は、後日行われる審議会で事業説明をお願いします。

【問い合わせ先】 総務課・企画担当 (☎46-2111)

## 送電線工事へのご協力をお願い

東北電力ネットワーク㈱では、軽米町を経過する特別高圧送電線路の鉄塔建替工事および電線張替工事を計画しています。

工事に際しては、住民の皆さまへご不便・ご迷惑をお掛けすることのないよう、工事車両の通行など細心の注意を払いながら施工いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ■主な工事区域（予定）

苅敷山地区と山口地区を結ぶ東北電力ネットワーク㈱九戸線特別高圧送電線

■工事時期（予定） 令和5年4月～令和6年3月頃

### 【問い合わせ先】

東北電力ネットワーク株式会社 岩手支社用地センター

(☎019-653-4956)

再生可能エネルギー推進室 (☎46-2115)

## 胃がん検診が11月になります

例年4月上旬に胃がん検診を実施していましたが、年度初めで転居や就労環境の変化により忙しく、検診が受けられないというご意見がありました。

より検診を受けやすい環境を整えるために、令和5年度から日程が11月に変更となりました。

詳しい日程・検診場所等は10月頃改めてお知らせします。

### 【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当 (☎46-4111)

# 令和5年7月1日採用の町職員を募集

## ■採用職種・採用人員

採用職種	採用人員	受験資格
一般事務 (民間等経験者向け)		昭和59年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における職務経験を5年以上(令和5年4月末時点)有する方(※)
労務職	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる免許等を有する方 ①大型自動車免許 ②大型特殊自動車免許 ③車両系建設機械技術講習修了

ただし、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

※「民間企業等における職務経験を5年以上(令和5年4月末時点)有する方」について

- ① 「民間企業等」…民間企業等のほか、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、各種団体、各種法人(財団法人、社団法人等)、雇用関係が成立する組織、個人を広く含むほか、業務に従事していたことを証明できる自営業等も含まれます。
- ② 「職務経験」…正規、非正規の雇用形態にかかわらず、同一の民間企業等において、就業時間が週29時間以上で、1年以上継続して就業した期間が該当します(職務経験が複数ある場合は通算可。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。)。個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。
- ③ 連続して1か月を超えて勤務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、職務経験期間から除きます。

## ■申込用紙等の交付方法 以下のいずれかの方法により交付

- 役場総務課において手交
- 町ホームページ内のリンクからWebフォームにて申請  
※ホームページへは右のQRコードからアクセスできます。



※Webフォームでの請求は4月14日(金)まで。

■申込期限 4月18日(火)17:15必着

■1次試験実施日 5月7日(日)

■試験会場 軽米町役場

(軽米町大字軽米10-85)

※詳細については、町のホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

総務課・総務担当 (☎46-4738)